一般社団法人　日本歯科麻酔学会
認定医制度施行細則

第 1 条　日本歯科麻酔学会認定医制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。

第 2 条　認定医制度規則第章 2 第 4 条第 2 項に定められている学会が認める施設とは、歯科麻酔学指導施設、研修施設、準研修施設、準連携施設ならびに麻酔科認定病院とする。

第 3 条　認定医制度規則第 2 章第 4 条にある歯科麻酔学指導施設の所属長は歯科麻酔科等の主任で、本学会が認めた歯科麻酔指導医とする。

第 4 条　認定医制度規則第 3 章第 5 条に定められている研修証明書は、歯科麻酔学指導施設においては歯科麻酔指導医、研修施設、準研修施設、準連携施設および麻酔科認定病院においては当該施設の指導者が発行するものとする。

第 5 条　卒後研修カリキュラムは次の各項を含む。

1. 患者の全身状態の評価と管理、2. 局所麻酔法、3. 全身麻酔法、4. 精神鎮静法、5. 救急蘇生法、6. 疼痛治療、7. 日帰り全身麻酔

第 6 条　前条第 5 項に定められた救急蘇生法のカリキュラムには、学会の定める救急蘇生講習会を受講することを含み、その eCard（コース修了証）（複写）を申請書類に添えて提出しなければならない。

学会の定める救急蘇生講習会とは、AHA 認定 BLS コースを指し、eCard（コース修了証）とは、上記コースが発行したものとする。

第 7 条　認定を受けるためには、以下の各項に示される研修カリキュラム履修細目に関する一覧表を提出しなければならない。

1. 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医あるいは歯科麻酔指導医、日本麻酔科学会麻酔科専門医あるいは麻酔科指導医の指導による全身麻酔 200 症例以上
2. 200 例中 100 例以上の歯科領域のための全身麻酔を含む。ただし、準研修施設および準連携施設において認められる研修症例は 100 症例までである。
3. 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医、あるいは歯科麻酔指導医の指導による静脈内鎮静法 100 例以上
4. 唇顎口蓋裂手術、顎切除、頸部郭清術、障害者歯科治療の全身麻酔経験のあることが望ましい
5. 医科麻酔症例を申請症例とする場合は、全症例の麻酔記録（複写）を提出しなければならない。
6. 提出全身麻酔症例の内、気管挿管症例は 100 例以上でなければならない。
7. 提出全身麻酔症例の内、入院管理症例は 100 例以上でなければならない。
8. 医科麻酔科研修における症例の内、電気けいれん療法に関する全身麻酔症例は 5 例までは認める。

第 8 条　一覧表には、症例番号、麻酔施行年月日、性別、年齢、手術名、麻酔法その他を記載しなければならない。

第 9 条　認定医審査委員会は、日本歯科麻酔学会認定医制度規則第 9 条の規定により認定医の更新を受けようとする者（更新申請者）に対し資格審査を行う。

第 10 条　更新申請者は、別表に定めるところにより算出した申請書の取得にかかわる単位数が 30 単位以上であることの証明書を学会に提出しなければならない。

第 11 条　学会は、日本歯科麻酔学会認定医制度規則第 9 条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認めるものについては､第 8 条の規定する期間を 7 年とすることができる。更新期限の延長を希望する者は、本学会所定の様式により、診断書等その根拠となる書類の写しを添えて本学会認定医審査委員会宛に更新期限までに申請するものとする。

第 12 条　認定申請料 20,000 円、登録料 30,000 円および更新審査料 10,000 円とする。

第 13 条　本細則を変更する場合は、認定医審査委員会において決定し、理事会の承認を必要とする。

日本歯科麻酔学会認定医制度施行細則別表

区分	種別			単位
学会出席	日本歯科麻酔学会学術集会			10単位
	リフレッシャーコース			2単位/1講演
	旧認定講習会			2単位/1講演
	学会認定関連団体			5単位
	国際関連学会	IFDAS、IADR、FADAS		10単位
		ASA、IARS、ESA		5単位
		その他、麻酔関連の国際学会		5単位
	関連学会（医科麻酔）	日本麻酔科学会・日本臨床麻酔学会		5単位
		日本ペインクリニック学会		5単位
		その他、医科領域の麻酔関連学会		3単位
	関連学会（歯科）	日本口腔外科学会・日本口腔科学会		2単位
		日本障害者歯科学会		
		日本老年歯科医学会		
		日本有病者歯科医療学会、その他関連学会		
学会発表	日本歯科麻酔学会学術集会	一般演題（口演、ポスター）	筆頭	10単位
			共同	
		教育講演・シンポジウム等	筆頭	
			共同	
	学会認定関連団体	一般演題（口演、ポスター）	筆頭	5単位
			共同	
		教育講演・シンポジウム等	筆頭	
			共同	
	国際関連学会	一般演題（口演、ポスター）	筆頭	5単位
			共同	
		教育講演・シンポジウム等	筆頭	
			共同	
	関連学会（医科麻酔）	一般演題（口演、ポスター）	筆頭	3単位
			共同	
		教育講演・シンポジウム等	筆頭	
			共同	
	関連学会（歯科麻酔に関わる演題）	一般演題（口演、ポスター）	筆頭	2単位
			共同	
		教育講演・シンポジウム等	筆頭	
			共同	
	リフレッシャーコース（講演）			2単位
	認定講習会（講演）			
	バイタルサインセミナー（講演）			
論文発表	日本歯科麻酔学会雑誌	総　説・原　著	筆頭	10単位
			共著	
		その他　論文（技術・技法、調査・資料、解説・記事を除く）	筆頭	
			共著	
	Anesthesia Progress JDAPM 国際関連学術誌（麻酔に関連する内容）	総　説・原　著	筆頭	10単位
			共著	
		その他　論文（解説・記事を除く）	筆頭	
			共著	
	関連学術誌（医科麻酔）	総　説・原　著	筆頭	3単位
			共著	
		その他　論文（解説・記事を除く）	筆頭	
			共著	
	関連学術誌（歯科麻酔に関連する内容）	総　説・原　著	筆頭	3単位
			共著	
		その他　論文（解説・記事を除く）	筆頭	
			共著	
	麻酔関連著書			3単位
救急蘇生講習会	AHA－HeartCode®BLSコース		受講	3単位
			指導	2単位
	AHA-ACLSプロバイダーコース もしくはAHA-HeartCode®ACLSコース		受講	3単位
			指導	2単位

＊認定医資格を更新するものは、認定医制度施行細則第 10 条に関わる研修単位 30 単位のうち、日本歯科麻酔学会リフレッシャーコースへの出席による単位修得が 8 単位以上、必要である。

＊一つの学術集会で一般演題と同時に学術講演・シンポジウム等で発表した場合は相当単位の加算を認める。

＊発表者（共同発表者も含む）が学術集会を欠席した場合、発表単位のみが認められる。

＊学会認定関連団体とは、下記の 7 団体のことを指す。

〈北海道〉北海道臨床歯科麻酔学会、〈東北〉東日本歯科麻酔学会、〈関東〉関東臨床歯科麻酔懇話会、〈中部〉中部歯科麻酔研究会、〈関西〉関西歯科麻酔研究会、〈中国・四国〉中国・四国歯科麻酔研究会、〈九州〉九州歯科麻酔シンポジウム

＊JDAPM（Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine）